3 陳情第 20 号

3 陳 情 第 2 0 号	新宿区の保育認定要件に関する陳情
付託委員会	文教子ども家庭委員会
受理及び付託 年 月 日	令和3年6月2日受理、令和3年6月11日付託
陳 情 者	新宿区大久保————————————————————————————————————

(要旨)

新宿区で設けている、第一子が在園している場合の第二子以降の出産時における育児休業復帰の要件に、育児休業取得前と同一の職場に復帰しなければ在園している第一子は退園しなければならないという要件の削除、あるいは、一定の条件下(退職後数ヶ月以内の就職等)であれば継続して保育を受けられるよう変更をお願いしたいです。

(理由)

新宿区は認可保育園継続通園の要件として、第二子以降に関する育休期間を終えた後に当該保護者が育休取得時と同じ職場で復職することを条件としています。転職して別の職場で同等の雇用形態で復職しても、自動的に第一子が継続保育不可、即退園になります。本要件の削除を要請している理由を以下7点挙げます。

1 東京 2 3 区内の大半の区では一定期間に就業すれば継続保育ができる等の条件付きで保育継続ができる要件を設けていること。

以下、2021年3月23日東京新聞朝刊4面「ニュースあなた発」より引用。

育児・介護休業法では就業していることが前提で、退職した時点で対象外となります。それを受けて、新宿区では「保育の必要性がなくなった」と認定し、原則退園としています。台東、大田、杉並の3区も原則退園です。江東、中野区は退職の形態によって異なります。会社都合の退職の場合、「3カ月以内」の就業で在園できますが、自己都合なら原則退園です。一方、大半の区では退職から一定の期間内に就業すれば在園を認めています。本年度はコロナ禍で期間を延長した区もありました。通常では品川、目黒、渋谷の3区が「2カ月以内」。千代田、中央、墨田、世田谷、北、荒川、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川の11区は「3カ月以内」の就業が条件です。他に、豊島区は個別相談で対応しています。最も手厚い対応を取る文京区では、下の子が満2歳までに就業すれば在園できます。区の担当者は「子どもの環境が激変しないようにするため」と話します。港区は、下の子が1歳6カ月に達する年度末までに就業することが条件です。

2 育休以外の期間で転職しても退園要件にはならない一方で、育休期間でのみ退園と なるのにはルールの一貫性が認められないこと。かつ子育て支援の目的で同措置が有 効ではないこと。

- 3 育児・介護休業法で、退職により育休の対象外となっても、子ども子育て支援法施 行規則第1条の5第6項及び同条第9項により、求職中であれば、「保育の必要性」 の認定要件に該当していると解釈できること。求職した結果前職と同等の労働形態に 就業したにも関わらず、第一子が強制退園措置となった本ケースは同法違反の可能性 があること。
- 4 仮に法律違反ではないと新宿区が主張する場合は、「保育の必要性」に対する新宿区の判断が23区内の他区に比べて著しく厳しい認定であること。新宿区行政は、23区内の他区に比べて保育の必要性を厳しく判断している区特有の行政上の理由を、議会で明確にしていただきたく存じます。
- 5 強制退園という処分は、子どもの教育を受ける権利・保育を受ける国際的に認められた普遍的な権利を侵害している可能性があること。
- 6 東京都民の民間での働き方の現状、新型コロナ下で業績悪化・従業員へのハラスメントが増加していて、職場環境が変動しやすい現状を鑑みていない措置であること。
- 7 本ケース以外でも、本保育要件が継続される場合は、子育て世帯が今後不利益を被るケースが想定されます。例えば、第二子が障害・疾病を持って生まれ病院に継続通院が必要な場合です。その際は父親か母親が労働形態を変えざるを得ません。仮にこのような状況になった場合、新宿区では第一子が強制退園となってしまいます。家庭の負担は増し、労働形態を変えた親の社会復帰は一層困難になる可能性があります。

新宿区の保育行政は、これまで区民の子育てや保育に関する問題に、特例を設ける等柔軟に対応していただいております。しかしながら、本事例においてはまだ解決されていない課題として、置き去りにされてしまっています。本件は男女共同参画を理念と掲げる五輪の開催主体として東京都の中心自治体である新宿区で、産休する女性・育児と仕事を両立しようと努力する男性の社会参画を大いに阻害する制度解釈が続けられている事例と言えます。将来の新宿区の子育て世帯のためにも、可及的速やかな要件の削除及び変更を要請致します。